

ASF コネクテッドサービス利用規約

第1条（定義）

- (1) 対象自動車：ASF株式会社（「ASF」）がリース契約またはサブスクリプション契約に基づき利用者に提供し、かつ、当該利用者に関するASF コネクテッドサービスの対象としてASF が指定した自動車をいいます。
- (2) 走行情報等：車載タブレットのログ情報ならびに対象自動車からASF が取得するASF コネクテッドサービスの使用状況の他、対象自動車の位置情報、走行距離、走行時間、速度、ペダル操作、警告灯、充電量および電力使用状況等の走行関連情報をいいます。
- (3) 知的財産権：特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利を出願する権利を含みます）をいいます。
- (4) 提携企業等：ASF による委託またはASF との業務提携等に基づきASF コネクテッドサービスの提供に関わる企業、団体、組織またはこれらの再委託先等をいいます。
- (5) ASF コネクテッドサービス：対象自動車のリース契約またはサブスクリプション契約に付随してASF が提供する第4条（ASF コネクテッドサービスの内容）に定めるサービスをいいます。
- (6) 反社会的勢力：暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、これらの者と密接な交友関係のある者その他これらに準ずる者をいいます。
- (7) 個人情報：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」といいます）が定義する「個人情報」をいいます。

第2条（規約の目的、規約の変更）

- (1) ASF コネクテッドサービス利用規約（「本規約」）は、利用者に対してASF が提供するASF コネクテッドサービスに関する事項を定めたものであり、当該サービスを利用する全ての利用者に適用されます。
- (2) ASF は、以下のアドレスのホームページに本規約の変更内容および当該変更の効力発生時期を公開することにより、利用者の同意を得ずに本規約の全部または一部を変更することができるものとし、利用者はこれを承諾します。

【URL】 https://asf-ev.com/connected_rules/csrules.pdf

第3条（利用者）

- (1) 本規約において、「利用者」とは、本規約に同意した上でASF との間で対象自動車のリース契約またはサブスクリプション契約を締結した者をいいます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、利用者または運転手（第6条第1項第3号において定義されます）が次のいずれかに該当するとASF が判断した場合には、ASF は利用者に対してASF コネクテッドサービスを提供せ

ず、また、既に提供している場合には、直ちに提供を終了することができるものとします。

- ① 反社会的勢力に該当する者
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしている者
- ③ 反社会的勢力を不当に利用している者
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与している者
- ⑤ その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有している者

第4条 (ASF コネクテッドサービスの内容)

- (1) ASF は利用者に対して、本規約に基づき、利用者専用サイトの利用サービス（対象自動車の移動状況、速度、電力使用量、充電量等の履歴閲覧等、ASF が随時指定するサービスをいいます）を提供します。
- (2) ASF は利用者の同意なくASF コネクテッドサービスの全部または一部のサービス内容を変更または廃止することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。ただし、ASFは、利用者に対し、事前に変更または廃止の内容および実施時期について周知するよう努めるものとします。

第5条 (ASF コネクテッドサービスを利用できない場合)

- (1) 対象自動車が日本国外で使用されている場合、または日本国内であっても通信環境その他の事情を考慮してASF が利用対象地域から除外した地域で使用されている場合は、ASF コネクテッドサービスは利用できません。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、ASF は、ASF コネクテッドサービスの全部または一部のサービスの提供を一時的に中止することがあります。
 - ① ASF コネクテッドサービスの関連システムにつきメンテナンス、修理等を実施する場合
 - ② ASF コネクテッドサービスの関連システムが火災、停電、損壊、故障、通信障害等により正常に作動しなくなった場合
 - ③ 通信ネットワークに、重大なセキュリティ上の危険（対象自動車が不正アクセスの手段となる場合を含みますがこれに限定されません）が存在し、またはその可能性がある場合
 - ④ 対象自動車がその通信機能を発揮できなくなった場合
 - ⑤ 天災、戦争、伝染病等、ASF が制御できない状況が発生した場合
 - ⑥ ①から⑤までの他、ASF がASF コネクテッドサービスの関連システムの機能を停止することが必要であると判断した場合

第6条 (利用者の義務)

- (1) 利用者は、ASF コネクテッドサービスを利用する場合は、次の義務を負うものとします。利用者がこれらの義務に違反したことに基づき損害が生じた場合であっても、ASF および提携企業等は一切その責めを負わないものとします。
 - ① ASF コネクテッドサービスを利用するために必要な通信環境等を善良な管理者の注意義務をもって管理すること（必要な場合において、インターネット通信料等を負担することを含みます）
 - ② ASF コネクテッドサービスに関する個人情報、走行情報等を保護するために、利用者のID およびパ

スワードを適切に使用・管理することのほか、必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること

- ③ 利用者が対象自動車を利用者の役員もしくは従業員等または利用者の業務委託先その他第三者（個人または法人もしくはその他の組織のいずれであるかを問わず、以下「運転者」といいます）に利用させる場合（なお、この場合において、運転者の行為は利用者の行為とみなします）に、以下の事項を誓約すること

- (i) 運転者に対し本規約の内容（ASFが対象自動車の走行情報等を取得する旨および利用者に対して走行情報等を提供する旨を含みます）を周知すること
- (ii) 運転者をして、本規約を順守させること
- (iii) 個人情報保護法その他法令に従い、運転者より本規約の内容および走行情報等の取得、利用および利用者に対する提供に係る同意を取得すること
- (iv) 運転者によるASFコネクテッドサービスの利用について一切の責任を負うこと

- (2) 利用者および運転者は、ASF コネクテッドサービスを利用する場合は、次の行為を行ってはなりません。利用者または運転者によるこれらの行為に基づき、ASF、提携企業等または第三者に損害が生じたときは、利用者および運転者は連帯して当該損害を賠償するものとします。

- ① 虚偽の情報に基づき ASF コネクテッドサービスを利用する行為
- ② ASF または第三者の権利（知的財産権を含みますがこれに限定されません）を侵害する行為
- ③ ASF コネクテッドサービスの運営を妨害し、ASF の社会的信用を侵害する行為（ウイルス等有害なコンピュータプログラムの送信等を含みますがこれに限定されません）
- ④ ASF の同意を得ずに、ASF コネクテッドサービスを利用者以外の第三者に利用させる行為
- ⑤ ①から④までの他、ASF コネクテッドサービスの利用目的に基づき ASF が不適切と判断する行為

第7条（ASF コネクテッドサービス提供による責任）

- (1) ASF および提携企業等は、次のいずれかに該当する事由によって利用者に損害が生じた場合であっても、一切その責めを負わないものとします。

- ① 通信手段の障害、各種ソフトウェアの障害等、ASF および提携企業等の故意または重大な過失によらない事由に基づき ASF コネクテッドサービスの提供が遅延または不能となったこと
- ② 各種電話回線等の通信経路における盗聴行為等に基づき利用者のID、パスワードまたは取引情報等が漏洩したこと
- ③ ASF および提携企業等が走行情報等の消去、削除等を行ったこと
- ④ 第5条の定めにより、利用者が ASF コネクテッドサービスを利用できず、または ASF が当該サービスの提供を中止したこと

- (2) ASF は、ASF コネクテッドサービスを通じて利用者または運転者が得る情報について、完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。利用者は当該情報を自己の責任において管理および利用するものとし、ASF および提携企業等は、利用者または運転者その他第三者が当該情報を利用したことにより被った損害について一切責任を負いません。

第8条（ASF コネクテッドサービスの提供期間、提供の終了）

- (1) ASF コネクテッドサービスの提供期間は、対象自動車のリース契約またはサブスクリプション契約に基づき対象自動車を利用者に引き渡された日から、当該契約が終了（終了事由を問いません。以下本条にお

いて同様です)する日までとします。

- (2) ASF は、対象自動車のリース契約またはサブスクリプション契約が終了した場合は、当該終了日以降は ASF コネクテッドサービスを提供しません。
- (3) 前2項にかかわらず、利用者が本規約のいずれかの条項に違反した場合には、ASF は当該利用者に対する ASF コネクテッドサービスの提供をいつでも中止することができるものとします。

第9条 (個人情報の取扱い)

- (1) 利用者は、ASF コネクテッドサービスの利用に先立ち、当該利用に必要となる情報 (利用者の名称、連絡先を含みますが、これらに限定されません) を ASF に登録するものとします。
- (2) ASF が取得した前項の情報は、次の目的で利用します。
 - ① ASF コネクテッドサービスの提供
 - ② 対象自動車の修理、メンテナンス等のアフターサービスの提供
 - ③ ASF コネクテッドサービスを含む既存サービスの改善
 - ④ 新規サービス・新商品の検討および開発
 - ⑤ マーケティング戦略の検討
 - ⑥ 利用者へのお知らせ (サービス、商品またはイベント等のご案内、お客様満足度調査等のアンケートのご依頼を含みます)
- (3) ASF は、より良いサービスを提供するために、第1項の情報の取扱いを提携企業等に委託することがあります。この場合、ASF は、委託先に対して適切な監督・安全管理措置を実施します。
- (4) ASF は、前項に定める場合を除いて、第1項の情報を利用者および当該情報にかかる個人の同意なく第三者に提供しません。ただし、個人情報保護法第27条第1項各号または第5項に定める事由がある場合はこの限りではありません。
- (5) ASF は、ASF コネクテッドサービスの提供期間中、および当該期間の終了後合理的に必要な期間において第1項記載の情報を利用できるものとします。

第10条 (走行情報等の取得)

- (1) ASF は、ASF コネクテッドサービスの提供を通じて対象自動車の走行情報等を取得します。
- (2) ASF は、走行情報等を次の目的で利用します。
 - ① ASF コネクテッドサービスの提供
 - ② 対象自動車の修理、メンテナンス等のアフターサービスの提供
 - ③ ASF コネクテッドサービスを含む既存サービスの改善
 - ④ 新規サービス・新商品の検討および開発
 - ⑤ マーケティング戦略の検討
 - ⑥ 利用者へのお知らせ (サービス、商品またはイベント等のご案内、お客様満足度調査等のアンケートのご依頼を含みます)

- (3) ASF は、より良いサービスを提供するために、走行情報等の取扱いを提携企業等に委託することがあります。この場合、ASF は、委託先に対して適切な監督・安全管理措置を実施します。
- (4) ASF は、対象自動車の走行情報等を、利用者専用サイトやメール配信サービスを通じて、当該利用者に提供します。また、ASF は、走行情報等を、統計化または対象自動車ならびに利用者および運転者を特定できない形式に加工した上で第三者へ提供することがあります。
- (5) ASF は、前 2 項に定める場合を除いて、走行情報等を利用者および当該走行情報等にかかる運転者の同意なく第三者に提供しません。ただし、個人情報保護法第 27 条第 1 項各号または第 5 項に定める事由がある場合はこの限りではありません。
- (6) ASF は、ASF コネクテッドサービスの提供期間中、および当該期間の終了後合理的に必要な期間において走行情報等を利用できるものとします。

第 11 条（知的財産権の帰属）

- (1) ASF コネクテッドサービスに関する知的財産権は、全て ASF または提携企業等を含む適法な権利者に帰属します。なお、走行情報等に著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定された権利を含みます）、所有権およびその他の権利が認められる場合には、これらの権利は全て ASF に帰属するものとし、利用者は ASF およびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 本規約に基づく利用の許諾は、利用者が ASF コネクテッドサービスを利用することを許諾するものであり、ASF または提携企業等が有する知的財産権の利用を許諾するものではありません。

第 12 条（合意管轄および準拠法）

- (1) ASF と利用者との間で本規約または ASF コネクテッドサービスに関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとします。

本規約は、2022 年 9 月 1 日から実施します。

改定：2023年10月24日